

患者様へのご案内

(2024.6.1)

明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

当院では 2024 年 6 月以降 以下の診療に関する加算を算定しています。それぞれの加算の概要は下記の通りです。

1) 機能強化加算

地域において包括的な診療を担います。

2) 医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

電子資格確認を行う体制を有し医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行います。

3) 在宅医療 DX 情報活用加算

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い在宅医療を実施するための十分な情報を取得し活用します。

4) 明細書発行体制等加算

明細書を患者様へ無償で交付します。

5) 一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合に一般名処方の趣旨を患者さまに十分に説明します。

6) 後発品医薬品使用体制加算

後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおり、投与する薬剤を後発品に変更する可能性があります。

7) 地域包括診療加算

介護支援相談員（ケアマネージャー）からの相談に適切に対応します。

患者さまの状態に応じ 28 日以上の長期投薬あるいはリフィル処方箋を交付します。

8) 在宅医療情報連携加算

通院が困難な患者さまの診療情報等について ICT を用いて常時確認できる体制を有しています。

9) 時間外対応加算

診療時間外にも連絡可能な体制を有し電話での指示あるいは必要に応じて往診や病院紹介します。

10) 生活習慣病管理料 I ・ II

生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症）について生活指導や管理目標を明らかにし 28 日以上の長期処方あるいはリフィル処方箋を交付します。

★以上は主なものでこれ以外にも加算を頂くことがあります